

株主各位

証券コード：7337
2023年6月6日
(電子提供措置の開始日2023年5月30日)

広島市中区紙屋町一丁目3番8号

株式会社ひろぎんホールディングス

代表取締役社長 部谷俊雄

第3期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第3期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第3期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.hirogin-hd.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

宝印刷「ネットで招集」 <https://s.srdb.jp/7337/>



東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
※銘柄名「ひろぎんホールディングス」またはコード「7337」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って2023年6月26日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2023年6月27日（火曜日）午前10時
場 所	広島市中区紙屋町一丁目3番8号 ひろぎんホールディングス本社ビル4階大ホール
目 的 事 項	報告事項 第3期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の 監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任 の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第3号議案 取締役等に対する株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

<新型コロナウイルス感染症の感染予防に向けた対応について>

- ・株主総会へのご出席につきましては、開催日当日における新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調等をご勘案のうえ、ご判断をいただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.hirogin-hd.co.jp/>）においてお知らせいたしますので、ご確認をいただきますようお願い申し上げます。

<株主総会のライブ配信について>

当日会場にご来場いただけない株主さまのために、株主総会の様子をインターネットで配信（ライブ配信による視聴のみ）いたします。株主さまのプライバシーには、十分に配慮して運営いたしますが、予めご了承くださいませようお願いいたします。



配信予定：2023年6月27日（火）10：00～株主総会が終了次第、配信終了
<https://youtube.com/live/1GhvkSb9vuo?feature=share>

（※視聴に伴う通信費用は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。）

当社の会社情報や株主・投資家情報、サステナビリティへの取組み等の情報については、当社ウェブサイトよりご覧いただけます。（<https://www.hirogin-hd.co.jp/>）

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時・場所 2023年6月27日（火曜日）午前10時
ひろぎんホールディングス本社ビル4階大ホール

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

行使期限 2023年6月26日（月曜日）午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、郵送にてご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権行使

行使期限 2023年6月26日（月曜日）午後5時まで

詳細は次頁をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

1. 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
2. 書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令および当社定款第16条に基づき、事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」を記載しております。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。なお、ご送付している書面の項番の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

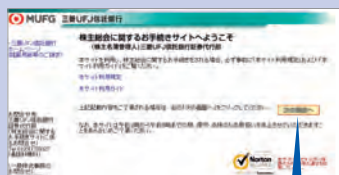
インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

パソコンの場合

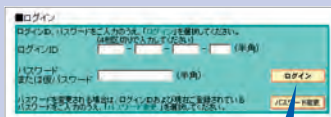
議決権行使ウェブサイト ▶ <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

- 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

- 3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



送信をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

スマートフォンの場合

同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

「ログイン用QRコード」はこちら



議決権行使書(右下)


ご注意事項

- 1 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになります。
- 2 パソコン、スマートフォン等による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに関して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。
- 3 インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

議決権行使に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき記載すべき特段の事項はございません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における 現在の地位	取締役会への出席状況 (2022年度)
1	再任 池田 晃治	取締役会長（代表取締役）	100% (15回／15回)
2	再任 部谷 俊雄	取締役社長（代表取締役）	100% (15回／15回)
3	再任 清宗 一男	取締役専務執行役員	100% (15回／15回)
4	再任 尾木 朗	取締役専務執行役員	100% (15回／15回)
5	再任 刈屋田 史嗣	取締役常務執行役員	100% (15回／15回)
6	新任 新免 慶憲	—	—

1

いけだ こうじ
池田 晃治

1953年9月3日生

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1977年 4月	株式会社広島銀行入行	2020年 10月	当社取締役会長（代表取締役） （現任）
2006年 4月	同執行役員福山営業本部長	2022年 4月	株式会社広島銀行取締役会長 （現任）
2008年 4月	同常務執行役員福山営業本部長		
2009年 4月	同常務執行役員総合企画部長		
2009年 6月	同常務取締役総合企画部長		
2011年 4月	同常務取締役		
2012年 6月	同取締役頭取（代表取締役）		
2018年 6月	同取締役会長（代表取締役）		

（重要な兼職の状況）

株式会社広島銀行取締役会長
広島商工会議所会頭

取締役候補者とした理由

1977年より当社グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、2012年6月より株式会社広島銀行代表取締役頭取、2018年6月より同代表取締役会長、2020年10月より当社代表取締役会長を務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況
100%（15回／15回）

■ 所有する当社の株式数
17,600株

2

へや とし お
部谷 俊雄

1960年5月1日生

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月	株式会社広島銀行入行	2020年 10月	当社取締役社長（代表取締役） （現任）
2008年 4月	同広島東支店長	2022年 4月	株式会社広島銀行取締役
2011年 4月	同総合企画部長		
2013年 4月	同執行役員本店営業部本店長		
2015年 4月	同常務執行役員本店営業部本店長		
2016年 4月	同常務執行役員		
2016年 6月	同取締役常務執行役員		
2018年 6月	同取締役頭取（代表取締役）		

（担当）

秘書室長、デジタルイノベーション部長

取締役候補者とした理由

1983年より当社グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、2018年6月より株式会社広島銀行代表取締役頭取、2020年10月より当社代表取締役社長を務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況
100%（15回／15回）

■ 所有する当社の株式数
9,161株

3

きよむね かず お
清宗 一男

1963年2月8日生

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 4月	株式会社広島銀行入行	2020年 6月	同取締役常務執行役員
2008年 10月	同営業統括部融資企画室長	2020年 10月	当社取締役常務執行役員
2010年 4月	同融資企画部融資企画室長	2022年 4月	同取締役専務執行役員（現任）
2013年 4月	同本川支店長		株式会社広島銀行取締役頭取
2015年 4月	同大手町支店長		（代表取締役）（現任）
2018年 4月	同執行役員呉支店長兼呉市役所出張所長		
2020年 4月	同常務執行役員		

（重要な兼職の状況）

株式会社広島銀行取締役頭取（代表取締役）

取締役候補者とした理由

1986年より当社グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、2022年4月より株式会社広島銀行代表取締役頭取を務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況
100%（15回／15回）

■ 所有する当社の株式数
8,100株

4

おぎ あきら
尾木 朗

1963年7月3日生

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 4月	株式会社広島銀行入行	2020年 10月	当社取締役専務執行役員（現任）
2008年 4月	同営業統括部営業企画室長	2022年 4月	株式会社広島銀行取締役専務執行役員（代表取締役）（現任）
2013年 4月	同広支店長		
2015年 4月	同人事総務部長		
2016年 4月	同総合企画部長		
2017年 4月	同執行役員総合企画部長		
2018年 10月	同常務執行役員		
2019年 6月	同取締役常務執行役員		
2020年 4月	同取締役専務執行役員		

（重要な兼職の状況）

株式会社広島銀行取締役専務執行役員（代表取締役）

（担当）

経営企画部長、経済産業調査部長、デジタルイノベーション部長補佐



■ 取締役会への出席状況
100%（15回／15回）

■ 所有する当社の株式数
12,400株

取締役候補者とした理由

1986年より当社グループの一員として、主に企画部門、営業部門、人事部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、2022年4月より株式会社広島銀行代表取締役専務執行役員を務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

5

かりやだ ふみつぐ
刈屋田 史嗣

1965年3月23日生

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1987年4月	株式会社広島銀行入行	2020年6月	同取締役社長（代表取締役） （現任）
2007年6月	同総合企画部企画室長	2020年10月	当社取締役常務執行役員（現任）
2012年4月	同古市支店長		
2014年4月	同営業統括部副部長		
2015年4月	同営業統括部長		
2018年4月	同執行役員東京支店長		
2020年4月	同常務執行役員 ひろぎん証券株式会社顧問		

（重要な兼職の状況）

ひろぎん証券株式会社取締役社長（代表取締役）

取締役候補者とした理由

1987年より当社グループの一員として、主に企画部門、営業部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また2020年6月よりひろぎん証券株式会社の代表取締役社長を務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況
100%（15回／15回）

■ 所有する当社の株式数
20,000株

6

しんめん よしのり
新免 慶憲

1956年10月26日生

新任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1980年4月	日本銀行入行	2015年8月	公益社団法人日本証券アナリスト協会代表理事
2007年3月	日本銀行京都支店長	2017年8月	公益社団法人日本証券アナリスト協会理事
2009年7月	日本銀行検査役	2020年6月	株式会社広島銀行取締役（社外） （現任）
2010年11月	社団法人日本証券アナリスト協会参与		
2011年10月	公益社団法人日本証券アナリスト協会事務局長		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

日本銀行および公益社団法人日本証券アナリスト協会で培われた金融全般における高度な専門性と豊富な実務経験を有しております。2020年6月より広島銀行取締役（社外）に就任しており、引き続きその高度な専門性や高い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況
—

■ 所有する当社の株式数
3,100株

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 新免慶憲氏は、社外取締役候補者であります。
3. 新免慶憲氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 新免慶憲氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について当該保険契約によって補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。本議案が承認可決された場合は、各候補者が当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 益裕治氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

くま の たつろう
熊野 達朗

1964年12月24日生

新任



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1988年 4月	株式会社広島銀行入行	2019年 4月	同横川支店長
2011年 10月	同人事総務部人事企画課長	2021年 4月	同リスク統括部理事
2014年 4月	同古市支店長	2021年 6月	同常勤監査役（現任）
2016年 4月	同公務営業部長		

監査等委員である取締役候補者とした理由

1988年より当社グループの一員として、主に人事部門、営業部門を歩み、2021年6月より株式会社広島銀行常勤監査役に就任。豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に活かすことが期待できるため、監査等委員である取締役候補者としてしました。

■ 取締役会への出席状況

—

■ 監査等委員会への出席状況

—

■ 所有する当社の株式数

4,200株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査等委員である取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は法令に定める最低責任限度額としております。本議案が承認可決された場合は、候補者との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について当該保険契約によって補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。本議案が承認可決された場合は、候補者が当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 候補者は、現在、株式会社広島銀行の常勤監査役であり、本議案が承認可決された場合は、同日をもって、株式会社広島銀行の常勤監査役を辞任する予定であります。

第3号議案

取締役等に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）、取締役（監査等委員）の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額100百万円以内として、それぞれ2021年6月25日に開催されました第1期定時株主総会においてご承認いただいております。また、金銭報酬とは別枠として、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員、株式会社広島銀行（以下「広島銀行」という。）の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員（以下あわせて国内非居住者を除き「対象取締役等」という。）を対象とする株式報酬制度「役員報酬BIP信託」（以下「本制度」という。）について、当社定款附則第2条第3項に、信託に拠出する信託金の上限金額は、株式会社広島銀行が拠出する金員とあわせて、2023年3月31日で終了する事業年度までの期間を対象として3事業年度で合計9億円、また、交付される当社株式の上限は3事業年度で2,600,000株と定められております。

本議案は、本制度の期間終了に伴い対象取締役等を対象に、引き続き従来と同じ内容にて本制度を継続することについて改めてご承認をいただきたいと存じます。本議案については、当社のグループ指名・報酬諮問委員会における審議・答申を経て決定しております。また、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。本制度の継続は、対象取締役等の報酬と、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針にも沿うものであることから、本制度の継続は相当であると考えております。なお、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案通り承認可決されますと本制度の対象となる当社の取締役は5名となります。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社および広島銀行（以下あわせて「対象会社」という。）が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社および広島銀行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。）および執行役員（国内非居住者を除く。）
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
対象会社が拠出する金員の上限	・3事業年度を対象として、合計900百万円
対象取締役等が取得する当社株式等の数の上限および当社株式の取得方法	<ul style="list-style-type: none"> ・対象取締役等に付与される対象期間ごとのポイントの上限は、2,600,000ポイント ・対象取締役等が取得する当社株式等の数は、1ポイント1株として算定した株式数に服することとなります。 ・当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得。ただし、2023年の継続時は株式市場から取得するため、希薄化は生じない
③対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期	・対象取締役等の退任時

（2）当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（継続後は、2024年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、本（2）第3段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、既に設定された信託（以下「本信託」という。）に対し、当社が拠出する金員と、広島銀行が拠出する金員をあわせて、対象期間ごとに合計900百万円を上限とする金員を、対象取締役等への報酬として拠出し、本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得（2023年の継続時は株式市場から取得するため、希薄化は生じない。）します。対象会社は信託期間中、対象取締役等に対するポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間満了時において、新たな信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、今回継続後の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対

象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計900百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間末日に信託内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、900百万円の範囲内とします。

また、本信託を終了する場合においても、信託期間満了時に、受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等が在任している場合には、直ちに本信託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長することがあります。ただし、その場合には、対象取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

(3) 対象取締役等が取得する当社株式等の数の算定方法および上限

信託期間中は、役位に応じて、対象取締役等に一定のポイントが付与されます。また、対象取締役等の退任時（退任には、海外赴任により国内居住者でなくなる場合を含む。以下同じ。）にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

対象取締役等に付与される3事業年度ごとのポイントの総数は2,600,000ポイントを上限とします。

(4) 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した対象取締役等は、退任時に、上記（3）に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。

このとき、当該対象取締役等は、当該ポイントの一定割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切上げ）について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に受益者要件を満たす対象取締役等が死亡した場合は、その時点で付与されている累積ポイントに相当する数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該対象取締役等の相続人が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以 上

(ご参考)

取締役のスキル・マトリックス

社内取締役

氏名	地位	経験を有する分野			
		経営戦略・サステナビリティ	法務・リスク管理	営業戦略	DX・IT・システム
池田 晃 治	取締役会長 (代表取締役)	●	●	●	●
部 谷 俊 雄	取締役社長 (代表取締役)	●	●	●	●
清 宗 一 男	取締役専務執行役員	●	●	●	
尾 木 朗	取締役専務執行役員	●		●	●
苅屋田 史嗣	取締役常務執行役員	●	●	●	
熊 野 達 朗	取締役 (監査等委員)		●	●	

社外取締役

氏名	地位	特に期待する分野			
		企業経営・サステナビリティ	経済・金融	財務・会計	DX・IT・システム
新 免 慶 憲	取締役		●		
三 浦 惺	取締役 (監査等委員)	●			●
谷 宏 子	取締役 (監査等委員)			●	
北 村 俊 明	取締役 (監査等委員)				●

(注) 上記一覧表は、各取締役が有する全ての知識・経験・能力等を表すものではありません。

(ご参考)

■ 配当金について

当社は、定款の規定により、2023年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1	期末配当金 1株当たり13円50銭	2	効力発生日（支払開始日） 2023年6月7日
----------	-----------------------------	----------	----------------------------------

※中間配当（1株当たり13円50銭）と合わせて、年間配当は1株当たり27円となります。

■ 株主還元方針の見直しについて

当社は、株主還元の一層の充実を図っていくため、これまでの配当目安テーブルに基づく「配当」から、「配当性向」を軸とした「配当」および「自己株式取得」による株主還元方針へ見直しいたします。（2024年3月期より適用）

これまでの株主還元

見直し後

配当目安テーブルに基づき1株当たり配当金額を決定

親会社株主に帰属する 当期純利益	1株当たり配当金額			連結配当性向
	① 安定配当	② 業績連動配当	① + ②	
330億円超～	18円	18円	36円	～34.1%未満
300億円超 ～330億円以下		15円	33円	31.2%以上 ～34.4%未満
270億円超 ～300億円以下		12円	30円	31.2%以上 ～34.7%未満
240億円超 ～270億円以下		9円	27円	31.2%以上 ～35.1%未満
210億円超 ～240億円以下		6円	24円	31.2%以上 ～35.7%未満
180億円超 ～210億円以下		3円	21円	31.2%以上 ～36.4%未満
～180億円以下		0円	18円	31.2%以上～

配当

利益成長を通じた1株当たり配当金の安定的かつ持続的な増加を基本とし、配当性向を40%程度といたします。

自己株式取得

連結自己資本比率11%程度を目処とし、その水準を踏まえ、業績動向や市場環境等を総合的に考慮したうえで機動的に実施いたします。

以上